

国立大学法人滋賀大学経済学部研究叢書規程

(目的)

第1条 国立大学法人滋賀大学経済学部は、学部の学術研究の成果を定期的継続的に発表するために、研究紀要を発行する。

(名称)

第2条 研究紀要は、滋賀大学経済学部研究叢書（以下「研究叢書」という。）と称し、発行の都度、第1冊より逐次冊数を追う。

(発行)

第3条 研究叢書は、原則として年2回発行するものとする。

(経費)

第4条 研究叢書の配布は、研究叢書頒布承認書に基づき、研究機関に無料で頒布するものとし、発行並びに頒布に必要な経費は国立大学法人滋賀大学の経費をもって支弁する。ただし、頒布を希望する者には、実費によって頒布することができるものとし、実費頒布に充てる分の発行に要する経費は国立大学法人滋賀大学の経費外とする。

2 無料頒布と実費頒布分との経費負担の区分は、発行に要する経費を両者の印刷部数によって按分したものによる。

(執筆者)

第5条 単著の研究叢書に執筆することができる者は、経済学部専任教員とする。ただし、共同研究の成果としての共著とする研究叢書の場合は、経済学部専任教員が研究代表者（主たる編者又は執筆者）であることとし、かつ、科学研究費補助金等の外部研究助成資金を取得した共同研究（経済学部専任教員が研究代表者）であることとする。

(出版権)

第6条 研究叢書に掲載される論文の出版権は国立大学法人滋賀大学に属し、国立大学法人滋賀大学によるこの出版権の行使について、執筆者は異議を申し立てないものとする。

(研究叢書委員会)

第7条 研究叢書の編集、発行及び頒布に関する事項を審議決定するために、経済学部の研究叢書委員会を設ける。

2 研究叢書委員会は、次の委員をもって構成する。

(1) 経済経営研究所長

(2) 経済学部教授会から選出された経済学部専任教員 6人

3 前項第2号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(研究叢書委員会の決定)

第8条 頒布を受けることを希望する者は、研究叢書委員会の指定する実費頒布取扱者を通じて実費により頒布を受けることができる。

2 研究叢書委員会は、適当と認める者を実費頒布取扱者として指定し、発行部数のうち、一部分をこれに実費で交付し、実費頒布させることができる。ただし、実費頒布取扱者は、研究叢書の実費頒布によって利益を得ることを許されない。

3 実費頒布の部数、価格及び頒布範囲は、発行の都度、研究叢書委員会が定める。

4 この条において「実費」とは、第4条第2項の経費負担区分に基づいて算出されるものをいう。

(研究叢書委員会の報告)

第9条 研究叢書委員会は、研究叢書の発行の都度、事前に発行計画（執筆者、論題及び趣旨、予定頁数、発行部数、実費頒布予定部数）を教授会に報告し承認を得なければならない。

(管理運営)

第10条 研究叢書の管理運営は、国立大学法人滋賀大学固定資産管理細則（平成16年4月1日制定）に基づき取り扱うものとする。

附 則

この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年12月27日から施行する。